

UAE の新しい電子メディア活動規制

2018年6月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP に作成委託し、2018年6月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp
ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Fax: +971-4-384-4004
HP: www.clydeco.com

كلايد اند كو
CLYDE & CO

UAE の新しい電子メディア活動規制

アラブ首長国連邦 (UAE) のすべてのメディアの監督を行う国家メディア評議会は、最近電子メディア活動規制を発令しました。この規制は、UAE で電子メディア活動を行う個人または会社に免許取得を義務づけています。この記事は、規制の対象となる活動の種類と、これに関連する配慮すべき点について説明しています。

電子メディア活動規制 (本規制) は「フリーゾーンを含む連邦内で行われるすべての電子メディア活動」に適用されます。「メディア活動」という用語は定義されていませんが、規制には国家メディア評議会 (以下、NMC) が「電子メディア活動」と考慮する活動リストが含まれ、取得すべき NMC (電子メディア免許) の種類が指定されています。本規制は、活動を以下のように説明しています。

- 「オーディオ・ビジュアル材料と印刷物のトレード、提供、および販売」、
- 「オンデマンド電子出版物と印刷物」、
- 「専門的なウェブサイト (E 広告、ニュースサイトなど)」、および
- 「NMC が後に追加することを決定するいかなる電子活動」。

本規制では「電子メディア活動」の各カテゴリーを記述する言語がかなり広汎であり、特に「NMC が後に追加することを決定するいかなる電子活動」という「キャッチオール」的な表現を含むため、電子メディアを通して UAE で実施される広範な活動が「電子メディア活動」の対象となると考えられ、結果、このような活動すべてに電子メディア免許取得が義務づけられると予想されます。

本規制に関する配慮すべき点

本規制により電子メディア免許の取得を考慮する「電子メディア活動」を行う個人または会社は、幾つかの項目を配慮する必要があります。

申請書要件

申請者は電子メディア免許を取得するために、NMC に規定された申請書フォーム (とその他必要なフォーム) を記入し、必要な身分証明書を照合・提出し、適用される申請料金を支払います。電子メディア免許は 1 年間有効ですが、NMC に更新申請書を提出し、適用更新料金を支払うことで 1 年間更新することができます。

管理者の任命

電子メディア免許の対象となるすべてのウェブサイトは、ウェブサイトコンテンツを管理する「管理者」を任命する必要があります。管理者は NMC およびほかの政府・非政府団体に対してライセンスを代理して行動し、ライセンスまたはサードパーティにより発信されたメディアコンテンツに責任を負います。管理者は、本規制に設定された教育、資格、およびその他の基準を満たす必要があります。

ライセンシーの義務

本規制には、広告コンテンツをモニターしてアウトプットの質を維持し、倫理原則と職業上の基準を適用・実施するなど、UAEで「電子メディア活動」を行う上で、ライセンシーが遵守すべき管理項目が含まれています。

ソーシャルメディア・アカウントからの「電子メディア活動」

本規制は、一般に（商業ベースの）ソーシャルメディアプラットフォームと認識されるアカウントを通して「電子メディア活動」を行う者に対して、NMCからの電子メディア免許取得を義務付けています。またアカウント所有者は、アカウントから発信されるコンテンツに責任を持つと規定しています。このため、UAEに居住する個人が会社から支払いを受けて、個人のソーシャルメディア・アカウント（InstagramやSnapchatを含む）からブランドや商品を広告、またはプロモートする場合、この個人が当該の活動を続けるためにNMCから電子メディア免許を取得する必要がある場合もあります。

電子メディア免許

本規制は（従来のテレビニュースチャンネル、新聞、雑誌などにより運用される）従来のメディアウェブサイトは「同活動」を電子上で実施する上で本規制の条項下で免許取得済みと考慮される条項を含んでいます。